

上里町公共施設再配置・維持保全計画【概要版】

令和2年3月 上里町

※この概要版は「上里町公共施設再配置・維持保全計画」の要点を抜粋、補足説明等を加えたものです。理解を助けるため章・項目名や順序等を一部変更している箇所があります。詳細については「上里町公共施設再配置・維持保全計画」をお読みください。

1. 公共施設再配置・維持保全計画の概要

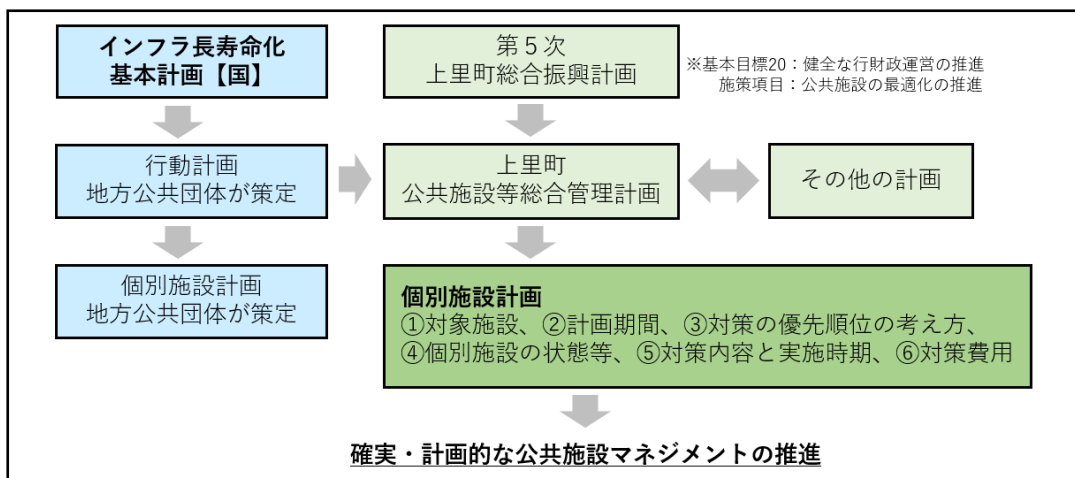
(1) 計画の目的

本計画は、「上里町公共施設等総合管理計画」に位置付けられた保有施設に関し、施設保有量の縮減目標を達成するための施設の統廃合、複合・集約化に係る再配置の方針と、再配置の実現に向けた対策内容、対策時期と優先順位の考え方を明らかにする維持保全の方針を定めるとともに、予算規模に応じた対策費用の平準化を行うことで、確実な対策実施と着実な公共施設マネジメントの推進を図ることを目的とします。

(2) 計画の概要

計画の位置づけ： 本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月25日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の公共建築物に係る個別施設計画として位置付けるものとします。

加えて、本計画の策定にあたっては、町の総合振興計画や都市計画マスタープランなどの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めます。



計画期間： 2020年度から2029年度までの10年（令和11年度まで）

※総合管理計画の計画期間である40年間と整合を図りながら、当面予測が可能な期間として10年を1次計画期間として設定します。今後の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて2次計画策定、見直し等を行います。

本計画及び上位計画における計画期間

西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
和暦(平成/令和)	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第5次上里町総合振興計画	計画期間：平成29年度（2017）～令和8年度（2026）										次期計画			
上里町公共施設等総合管理計画	計画期間：平成29年度（2017）～令和38年度（2056）【40年間】													
上里町公共施設再配置・維持保全計画		策定	1次計画期間【10年間】										2次計画	

2. 本計画の基本方針・基本原則・取組方針

公共施設再配置にあたっての課題及び「公共施設等総合管理計画」における基本方針を踏まえ、公共施設の再配置を実現するための「基本方針」「基本原則」「取組方針」を定めます。

(1) 基本方針（目指すべき公共施設の在り方）

従来の公共施設は、各行政分野の機能（単一機能）毎に整備・配置を行ってきた施設が多く、利用者は目的に応じて複数の施設を利用してきました。また、施設によっては、利用者の固定化傾向もみられることから、町民の誰もがいつでも気軽に利用できるような施設利用環境の構築が求められています。

施設の最適配置により、サービスの多機能化や共有可能なオープンスペースや駐車場等の確保を行うことにより、「町民が利用しやすく、利用したくなる新たな交流空間」を創出することで、世代間・利用者間交流の増進による地域コミュニティの活性化や、行政サービス機能の向上を目指すものとします。



図 施設の適正配置による「新たな交流空間」創出のイメージ

(2) 基本原則（公共施設再配置を検討する上で抑えるべきポイント）

【原則1】施設保有量の最適化

- ◆ 従来の枠にとらわれない、類似施設や周辺施設の複合・集約化や大規模改修・更新（建替え）時の用途見直しによる複合・集約化を進め、施設保有量の縮減と施設類型別の最適な保有量を設定し、同じ用途の既存面積を超えない更新（建替え）により規模の最適化を図る。

【原則2】人口分布と利用状況に応じた施設配置の最適化

- ◆ 将来的なまちづくりと一体化した施設配置を検討し、近隣施設の複合・集約化、生活拠点への複合・集約化を図り、人口分布と利用状況に応じた利用圏域を踏まえつつ、住民一人当たりの面積の最適化と施設配置の最適化を図る。

【原則3】民間活力の導入を見据えた施設の運営管理の見直し

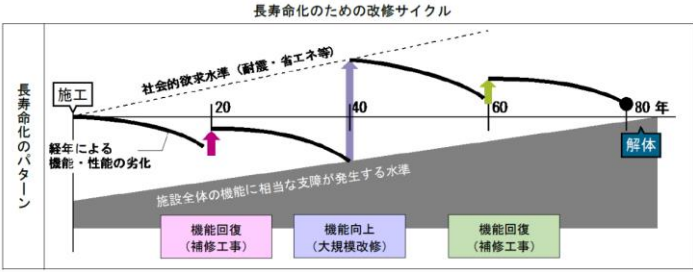
- ◆ 民間にできることは民間に委ねることを視野に入れ、現在の運営形態（直営、委託、指定管理、貸付等）の見直しを行い、民間のノウハウを活用した運営管理の効率化と行政サービスの向上を図る。また、施設更新（建替え）にあたっては、PFIの活用を検討する。

【原則4】適正な更新と大規模改修による施設の長寿命化

- ◆ サービス提供の必要性や施設の老朽化状況を踏まえ、各施設の使用年数に応じた適正な維持管理、更新（建替え、集約、解体等）を行うとともに、大規模改修による施設の長寿命化を図る。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 取組方針（公共施設再配置の取組の方針と手法）

取組方針	取組手法	取組方針・手法の内容						
運営・管理の方針 ※将来的に目指すべき施設の管理・運営の形態	委託	直営施設は、施設の運営、建物維持管理に係る業務の一部を委託による運営・管理を進めることで、施設サービスの充実や経費削減を図る。						
	指定管理	直営や委託による運営・管理の施設は、指定管理者制度を導入し、施設サービスの効率化や経費削減を図る。						
	貸付け	委託や指定管理による運営・管理の施設は、同じ用途の民営施設が存在する施設を、貸付けによる運営・管理を進めることで、施設サービスの民営化による経費削減を図る。						
	譲渡（移管）	指定管理や貸付けによる運営・管理の施設は、同じ用途の民営施設が存在する施設を、適正な施設サービスの維持を前提とした施設譲渡による民営化を図る。						
適正配置の方針 ※施設機能の配置替えを実施する場合の手法	拠点への集約・複合化	町の中心拠点に、都市機能として集約を図る。						
	類似施設の集約化	利用目的が同じような施設の集約化を進め、施設数、保有量を適正化する。						
	近隣施設の集約・複合化	立地が近接する施設の集約・複合化を進め、施設数、保有量を最適化する。						
	大規模施設への集約・複合化	小規模施設などの大規模施設への集約・複合化を進め、施設数、保有量を最適化する。						
更新時の方針 ※将来的に既存建物が更新時期を迎えた際の対応方針	町を代表する施設	周辺施設の集約を図りながら建替えを行う						
	延床面積や規模が大きい施設	人口動向・利用状況に配慮しつつ、規模拡大を行わず、適正規模による建替えを行う。						
	地区単位で設置されている施設	人口動向・利用状況に配慮しつつ、類似施設等の集約・複合化による施設数・規模の縮小を図る建替えを行う。						
	小規模施設	人口動向・利用状況に配慮しつつ、同程度規模の建替えを行う。						
修繕・改修の方針	長寿命化を図る施設	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）、鉄筋コンクリート造（RC）、重量鉄骨造（S）の施設は、建物の構造躯体の耐用年数が80年であることから、耐用年数の限り使用することを目指します。築40年目（目標使用年数の中間年）には機能維持・回復のための工事に加えて、省エネ性能や住民サービスの向上などの社会的欲求の高まりへ対応するため、内装改修も含めた大規模改修を実施します。また、大規模改修及び解体までの間に、経年劣化による消耗や機能低下に対する機能維持・回復のための補修工事を必要に応じて実施します。</p>  <table border="1" data-bbox="692 1719 1378 1875"> <thead> <tr> <th>中間補修</th> <th>築40年目大規模改修</th> <th>中間補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経年劣化による、損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復 ・設備改修等（設備機器の更新）</td> <td>機能維持、機能回復工事と、社会的欲求に対するための機能向上 ・屋根改修・外壁改修・設備改修（設備機器、配線、配管等）・内装改修</td> <td>経年劣化による、損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復 ・設備改修等（設備機器の更新）</td> </tr> </tbody> </table>	中間補修	築40年目大規模改修	中間補修	経年劣化による、損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復 ・設備改修等（設備機器の更新）	機能維持、機能回復工事と、社会的欲求に対するための機能向上 ・屋根改修・外壁改修・設備改修（設備機器、配線、配管等）・内装改修	経年劣化による、損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復 ・設備改修等（設備機器の更新）
	中間補修	築40年目大規模改修	中間補修					
経年劣化による、損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復 ・設備改修等（設備機器の更新）	機能維持、機能回復工事と、社会的欲求に対するための機能向上 ・屋根改修・外壁改修・設備改修（設備機器、配線、配管等）・内装改修	経年劣化による、損耗、機能低下に対する機能維持、機能回復 ・設備改修等（設備機器の更新）						
長寿命化対象外施設	利用を休止している施設、小規模施設、軽量鉄骨造（LS）、プレハブ造（P）、木造（W）の施設は、基本的に長寿命化対象外とします。使用期間中は、安全性・機能性に著しい不具合が発生・確認された場合、経常修繕による対応を行います。							

※耐用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とします。

3. 対象施設と個別施設の状態等

分類	施設名称	運営形態	延床面積	耐震性	構造階数	竣工年	経過年数	劣化評価
文化施設	上里町総合文化センター	指定管理	1,668	○	RC2	1992	27	C30
	図書館・郷土資料館	指定管理	1,625	○	RC2	1992	27	C31
	民俗資料収蔵庫	直営	178	○	S1	2002	17	A
	出土文化財管理センター	直営	758	○	S2	1994	25	B28
集会施設	賀美公民館	直営	445	○	RC2	1978	41	C35
	長幡公民館	直営	587	×	RC3	1974	45	D41
	七本木公民館	直営	441	×	RC2	1974	45	C33
	上里東公民館	直営	530	○	S2	1990	29	B25
	神保原公民館	直営	589	○	S2	1996	23	C30
	中央公民館・コミュニティセンター	直営	808	×	RC2	1979	40	C32
	男女共同参画推進センター	直営	756	○	S1	1999	20	A21
スポーツ施設	町民体育館	直営	2,524	○	RC2	1987	32	C34
	多目的スポーツホール	直営	969	○	S1	1989	30	B24
	上里ゴルフ場クラブハウス	委託	1,386	○	RC2	1990	29	B25
保健福祉施設	保健センター	直営	554	×	RC2	1979	40	D43
	老人福祉センターかみさと荘	指定管理	803	×	RC1	1975	44	D36
	福祉町民センター	直営	604	不明	S1	1972	47	B28
児童館	賀美児童館	直営	588	○	S1	2006	13	A18
	長幡児童館	直営	581	○	S1	2003	16	A16
	七本木児童館	直営	554	○	S1	1999	20	A21
	上里町東児童館	直営	530	○	S1	2002	17	A21
	神保原児童館	直営	607	○	S2	1997	22	C30
保育園	長幡保育園	直営	597	○	S1	1978	41	D40
	中央保育園	直営	458	○	W1	1973	46	D36

<劣化評価の見方>

- ◆ 平成29年度に実施した劣化調査における評価（A～D）であり、数値は評価点です。数値が大きいほど現況劣化度が高い状態を表します。
- ◆ **A：概ね良好（現況劣化度22点未満）、B：やや劣化している（現況劣化度22～28点）、C：劣化が進んでいる（現況劣化度29～35点）、D：著しく劣化している（現況劣化度36点以上）**
- ◆ 数値のないものは、小規模施設や主だった設備がない施設又は公営住宅など、簡易外観目視により劣化調査を実施した施設です。

分類	施設名称		運営形態	延床面積	耐震性	構造階数	竣工年	経過年数	劣化評価
小学校	神保原小学校	管理・教室棟	直営	1,593	○	RC4	1972	47	C35
		普通教室棟	直営	2,622	○	RC4	1980	39	C34
		体育館	直営	671	○	S2	1972	47	A14
	賀美小学校	管理・教室棟	直営	2,700	○	RC4	1978	41	D39
		特別教室棟	直営	358	○	RC2	1998	21	B25
		体育館	直営	577	○	S1	1972	47	A17
	長幡小学校	管理・教室棟	直営	2,700	○	RC4	1978	41	D38
		特別教室棟	直営	379	○	RC2	1998	21	B26
		体育館	直営	587	○	S2	1973	46	A16
	七本木小学校	管理・教室棟	直営	2,748	○	RC4	1976	43	D42
		普通教室棟	直営	747	○	RC3	1981	38	D37
		体育館	直営	662	○	S1	1976	43	C33
	上里東小学校	管理・教室棟	直営	2,754	○	RC4	1976	43	D36
		普通教室 1	直営	751	○	RC3	1981	38	D36
		普通教室 2	直営	733	○	RC3	1987	32	D36
特別教室棟		直営	472	○	S1	1993	26	D36	
体育館		直営	1,298	○	S2	1997	22	C31	
中学校	上里中学校	普通教室棟（東）	直営	2,622	○	RC	2013	6	A13
		普通教室棟（西）	直営	2,054	○	RC	2013	6	A13
		特別教室棟	直営	1,506	○	RC	2015	4	A13
		体育館	直営	2,035	○	RC	2016	3	A13
		PC棟	直営	1,286	○	RC3	1992	27	C32
	上里北中学校	管理・教室棟	直営	4,383	○	RC4	1983	36	C33
		コンピューター室	直営	170	○	S1	1992	27	B23
		柔剣道場	直営	209	○	S1	1989	29	C35
		第二音楽室	直営	87	○	S1	1997	22	A19
	体育館	直営	1,132	○	S2	1984	35	C33	

<劣化評価の見方>

- ◆ 平成29年度に実施した劣化調査における評価（A～D）であり、数値は評価点です。数値が大きいほど現況劣化度が高い状態を表します。
- ◆ **A：概ね良好（現況劣化度22点未満）、B：やや劣化している（現況劣化度22～28点）、C：劣化が進んでいる（現況劣化度29～35点）、D：著しく劣化している（現況劣化度36点以上）**
- ◆ 数値のないものは、小規模施設や主だった設備がない施設又は公営住宅など、簡易外観目視により劣化調査を実施した施設です。

分類	施設名称	運営形態	延床面積	耐震性	構造階数	竣工年	経過年数	劣化評価	
町営住宅	四ッ谷団地	A棟	直営	821	○	RC3	1991	28	C
		B棟	直営	792	○	RC3	1991	28	C
		C棟	直営	834	○	RC3	1992	27	C
		D棟	直営	1,295	○	RC3	1993	26	C
		集会所	直営	67	○	W1	1992	27	B
	宮本住宅	A棟	直営	446	○	W2	2002	17	B
		B棟	直営	488	○	W2	2003	16	C
		C棟	直営	488	○	W2	2003	16	B
		D棟	直営	446	○	W2	2004	15	B
		E棟	直営	488	○	W2	2004	15	B
庁舎等	町役場	直営	7,366	○	S5	2001	18	B24	
	シルバー人材センター	貸付	231	○	S1	1991	28	B26	
消防車庫	消防団第一分団消防車庫	直営	130	○	S2	2002	15	B	
	消防団第二分団消防車庫	直営	133	○	S2	2003	14	C	
	消防団第三分団消防車庫	直営	130	○	S2	2003	14	B	
	消防団第四分団消防車庫	直営	130	○	S2	1999	18	B	
公園広場施設	長久保公園更衣室兼倉庫	直営	39	○	ALP	1986	31	C	
	長久保公園トイレ	直営	33	○	RC1	2010	7	A	
	忍保パブリック公園管理棟	直営	81	○	LP1	1992	25	B	
	駅北コミュニティ広場公衆トイレ	直営	48	○	RC1	1997	20	B	
	駅南口広場公衆トイレ	直営	27	○	S1	2002	15	B	

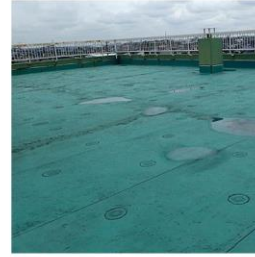
<劣化評価の見方>

- ◆ 平成29年度に実施した劣化調査における評価（A～D）であり、数値は評価点です。数値が大きいほど現況劣化度が高い状態を表します。
- ◆ **A：概ね良好（現況劣化度22点未満）、B：やや劣化している（現況劣化度22～28点）、C：劣化が進んでいる（現況劣化度29～35点）、D：著しく劣化している（現況劣化度36点以上）**
- ◆ 数値のないものは、小規模施設や主だった設備がない施設又は公営住宅など、簡易外観目視により劣化調査を実施した施設です。

4. 再配置方針

(1) 対策の優先順位の考え方

対策実施にあたっては、基本的に経過年数（40年以上）、耐震性（×又は不明）、劣化評価（D：著しく劣化している）の施設を優先的に再配置の対象とします。



(2) 再配置方針の種別・内容及び主な該当施設

本計画期間（令和11年度まで）において、実施する再配置の種別・内容及び主な該当施設は以下のとおりです。

種別	内容	主な該当施設
複合化	機能の異なる公共施設を同一施設内に集める	上里町総合文化センター、賀美児童館、長幡児童館、男女共同参画推進センター・七本木児童館、神保原小学校、賀美小学校、長幡小学校、七本木小学校
複合化建替	機能の異なる公共施設を同一施設内に集め、施設を建替える	保健センター、福祉町民センター、老人福祉センターかみさと荘
機能移転・複合化	当該施設の機能を他の場所に移し、他施設と複合化する	賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館、中央公民館・コミュニティセンター、神保原児童館、賀美児童館、七本木児童館、長幡児童館
集約化	機能の同じ公共施設を同一施設内に集める	長幡保育園、中央保育園 (新設：空の杜保育園)
機能維持	経常修繕、機能回復改修等の実施により、当該施設の機能を維持する	図書館・郷土資料館、上里町東児童館、上里東公民館、上里ゴルフ場クラブハウス、宮本住宅 など
譲渡	施設（機能）を民間事業者等に譲渡する	シルバー人材センター
廃止	施設（機能）を廃止する	なし

5. 維持保全計画

事業方針及び年次別事業計画

本計画期間（令和11年度まで）において、再配置方針に基づき実施する施設別・年次別の事業方針は以下のとおりです。なお、年次別の事業計画の検討においては、単年度あたりの財政負担を考慮し、事業量の大小を見定めながら、事業実施年を調整し平準化を図るものとしします。

◆地区公民館及び児童館等

賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館は施設及び設備の老朽化が著しいほか、一部耐震化が課題となっていることから建物を解体します。賀美公民館、長幡公民館の機能はそれぞれ地区児童館に移転、七本木公民館の機能は男女共同参画推進センターに移転します（機能複合化）。それぞれ複合化に必要な改修工事を実施します。（必要に応じて既存児童館施設の増床を見込みます。）

また、神保原児童館、賀美児童館、長幡児童館、七本木児童館については施設機能の一部である放課後児童クラブを小学校に移転します（機能移転）。

神保原公民館・神保原児童館、上里町東児童館は劣化状況に応じた機能回復改修を実施し、施設の機能維持を図ります。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
神保原公民館・神保原児童館									計画改修 (機能回復)	
賀美児童館							計画改修 (複合化)			機能統合
賀美公民館							機能移転			
長幡児童館				計画改修 (複合化)						機能統合
長幡公民館				機能移転						
男女共同参画推進センター ・七本木児童館					計画改修 (複合化)					機能統合
七本木公民館					機能移転					
上里町東児童館		計画改修 (機能回復)								
上里東公民館				経常修繕により機能維持						



◆文化施設及び中央公民館・コミュニティセンター

上里町総合文化センターは設備等の老朽化が進んでいることから機能回復改修を実施します。また、機能回復改修に併せて、老朽化と耐震化が課題となっている中央公民館・コミュニティセンターの機能を上里町総合文化センターに移転します（機能複合化）。

図書館・郷土資料館、出土文化財管理センターは劣化状況に応じた機能回復改修を実施し、施設の機能維持を図ります。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
上里町総合文化センター	計画改修 (複合化)		機能移転	機能統合						
中央公民館 ・コミュニティセンター										
図書館・郷土資料館	計画改修 (機能回復)									
出土文化財管理センター	計画改修 (機能回復)									
民俗資料収蔵庫				経常修繕により機能維持						

◆保健福祉施設

保健センター、老人福祉センターかみさと荘、福祉町民センターは施設及び設備の老朽化が著しいほか、耐震化が課題となっていることから、機能を統合し建替えを行います。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
保健センター		集約・複合化建替 (複合施設として建替え)	機能統合							
老人福祉センターかみさと荘										
福祉町民センター										

◆スポーツ施設

多目的スポーツホールは劣化状況に応じた機能回復改修を実施し、施設の機能維持を図ります。

町民体育館は、経常修繕の実施により施設の維持管理を図っていくものとします。上里ゴルフ場クラブハウスは、貸付を行っている施設であり、運営主体による経常修繕・機能維持を図るものとします。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
町民体育館				経常修繕により機能維持						
多目的スポーツホール			計画改修 (機能回復)							
上里ゴルフ場クラブハウス				経常修繕により機能維持						

◆保育施設

新設「空の杜保育園」は、経常修繕の実施により施設の維持管理を図っていくものとします。

中央保育園、長幡保育園は廃止し解体します。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
空の杜保育園 (2020年4月開園)				経常修繕により機能維持						
中央保育園			※時期をみて旧施設建物を解体							
長幡保育園			※時期をみて旧施設建物を解体							

◆学校施設

小学校については、全ての小学校が設備及び施設の老朽化が進んでいることから機能回復改修を実施します。また、機能回復改修に併せて、各地区の児童館の機能の一部である放課後児童クラブを小学校に移転します（機能複合化）。※上里東小学校は将来的な児童数の推移に応じて放課後児童クラブの集約を検討するものとします。

上里中学校は、経常修繕の実施により施設の維持管理を図っていくものとします。上里北中学校は設備及び施設の老朽化が進んでいることから機能回復改修を実施します。

施設名称		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
神保原小学校	教室棟				児童館の一部機能を複合化				計画改修 (複合化)		
	体育館				経常修繕により機能維持						
賀美小学校	教室棟		児童館の一部機能を複合化					計画改修 (複合化)			
	体育館				経常修繕により機能維持						
長幡小学校	教室棟	計画改修 (複合化)			児童館の一部機能を複合化						
	体育館				経常修繕により機能維持						
七本木小学校	教室棟			計画改修 (複合化)		児童館の一部機能を複合化					
	体育館				経常修繕により機能維持						
上里東小学校	教室棟				児童館の一部機能の複合化を検討				計画改修 (機能回復)		
	体育館					計画改修 (機能回復)					
上里中学校	教室棟				経常修繕により機能維持						
	体育館				経常修繕により機能維持						
上里北中学校	教室棟		計画改修 (機能回復)								
	体育館		計画改修 (機能回復)								



◆住宅施設

公営住宅は劣化状況に応じた機能回復改修を実施し、施設の機能維持を図ります。

今後、施設維持管理について「公営住宅の長寿命化計画」を策定し、当該計画方針に基づいて維持管理を図っていきます。

施設名称		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
四ッ谷団地	A棟		計画改修								
	B棟			計画改修							
	C棟				計画改修						
	D棟					計画改修					
	集会所						計画改修				
宮本住宅	A棟						計画改修				
	B棟							計画改修			
	C棟								計画改修		
	D棟									計画改修	
	E棟										計画改修

段階的に全棟を計画改修し、機能回復・機能維持

◆行政施設

役場庁舎をはじめとする行政施設については、経常修繕の実施により施設の維持管理を図っていくものとなりますが、役場庁舎は単一機能の公共施設として最大の面積を有している施設であるため、今後は住民ニーズを踏まえながら、住民に開かれたスペースとしての活用を検討します。

シルバー人材センターは、貸付を行っている施設であり、時期をみて運営主体に譲渡します。

消防車庫は、住民の安心・安全を守る施設として機能維持を図ります。なお、消防団第四分団消防車庫は劣化状況に応じた機能回復改修を実施し、施設の機能維持を図ります。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
役場庁舎				経常修繕により機能維持						
シルバー人材センター				時期をみて譲渡						
消防団第一分団消防車庫				経常修繕により機能維持						
消防団第二分団消防車庫				経常修繕により機能維持						
消防団第三分団消防車庫				経常修繕により機能維持						
消防団第四分団消防車庫				計画改修により機能回復・機能維持						計画改修

◆その他の施設

その他の施設は公園等の附属施設として、経常修繕の実施により施設の維持管理を図っていくものとし
ます。

施設名称	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
長久保公園更衣室兼倉庫				経常修繕により機能維持						
長久保公園トイレ				経常修繕により機能維持						
忍保パブリック公園管理棟				経常修繕により機能維持						
駅北コミュニティ広場 公衆トイレ				経常修繕により機能維持						
駅南口広場公衆トイレ				経常修繕により機能維持						

6. 本計画に基づく事業実施による効果

(1) 面積縮減の考え方

本計画の上位計画である「上里町公共施設等総合管理計画」では、計画期間内の延床面積の削減目標を20%と設定しています。本計画においても、施設の集約化や建替えにあたっては、20%の削減を前提とします。

公民館・児童館の集約化については、利用実態やニーズを踏まえ、必要に応じて増築も行いますが、集約に際しての増築面積は既存公民館施設の40%程度を上限とするものとします。

学校施設については、将来的には児童数の減少が進むことが想定されることから、更新時期を捉えた集約化を検討するものとします。特に小学校については現況面積の30%程度の縮減を見込むものとします。

上記の考え方にに基づき施設別の延床面積を試算すると、延床面積ベースの縮減率は、本計画期間内（令和11年度まで）で約3%、「上里町公共施設等総合管理計画」の目標年次（令和38年度・2056年度）には約23%となり、削減目標の達成を見込むことができます。

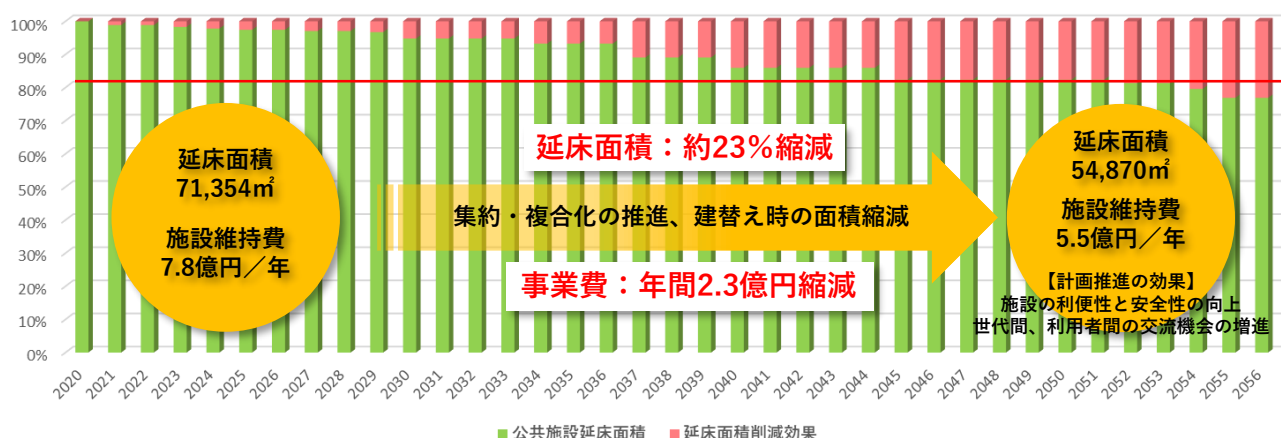
(2) 概算事業費の算定

本計画期間内（令和11年度まで）の総事業費は51.2億円で、年平均では5.1億円となります。

また、「上里町公共施設等総合管理計画」の計画期間（令和38年度・2056年度までの37年間）における長期的見通しでは事業費総額が202.7億円、年平均では5.5億円となる見込みです。

「上里町公共施設等総合管理計画」策定時の試算では、40年間総額で312億円、年平均7.8億円とされていましたが、再配置方針に示した考え方に基づく複合化・集約化や建替え時の面積縮減を進めた場合、年当たり2.3億円の縮減効果を見込むことができます。

公共施設再配置・維持保全計画の推進効果



7. 点検・修繕の方針、進行管理

(1) 定期点検及び日常点検の実施、点検結果等に基づく修繕・改善の実施

施設の状態を適切に把握するため、各種法定点検及び法定点検に準じた点検（法定対象外）を定期的の実施し、建物の老朽化や住棟毎に異なる劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施に繋がります。また、耐用年数まで利用可能な状態を維持していくために、定期点検、修繕周期、過去の修繕・改善履歴に基づいて計画的に修繕・改善を実施していきます。

(2) 組織の連携・推進体制

本計画を推進するため、これまでの「事後保全」の考え方ではなく、「予防保全」の視点に立つという共通認識のもと、施設を日常的に管理している施設所管課、予算マネジメントを行う財政担当部署の連携を十分に図ります。

施設所管課は本計画に基づく施設の改修・更新等の実施時期を見据えた検討を行うとともに、所管施設の現状把握を行い、財源調整を十分に行ったうえで、事業内容の精査、事業実施、事業評価というサイクルを通して、本計画を推進します。

また、財政及び管財担当部署を中心に本計画に基づく改修・更新事業について毎年度進捗状況を確認し、全体調整を図るなど計画の管理体制を整備します。

(3) 継続的な施設維持保全及び計画の見直し

本計画策定にあたり、施設の基礎的情報や建物の劣化状況調査を踏まえて計画の検討を行っていますが、社会・経済情勢の変化や建物の現状の変化に対応し、その情報を適宜捉えつつ、計画の見直しを行うことが大切になります。

そのため、前述した定期点検・日常点検を踏まえての各施設の管理者へのヒアリングを実施するなど施設の現状把握を継続的に行っていくとともに、データベースの時点更新や計画の見直しを行っていきます。